

**令和 8 年度（2026 年度）
広島市会計年度任用職員（手話相談員）募集案内
【令和 8 年 10 月採用】**

令和 8 年（2026 年）7 月 15 日
広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課

試 験 日	令和 8 年 9 月 10 日（木）
受 付 期 間	令和 8 年 7 月 15 日（水）～8 月 17 日（月）（必着）

1 採用予定数等

採用予定数	職 務 概 要	勤 務 場 所
若干名	聴覚障害者及び音声・言語機能障害者の更生援護に関する相談・通訳業務等	健康福祉局 障害福祉部障害福祉課 又は 各区役所厚生部福祉課

※ 採用後、健康福祉局障害福祉部障害福祉課又は各区役所厚生部福祉課のいずれかに異動になる場合があります。

2 受験資格（年齢制限はありません。）

次の（１）から（３）までの全ての要件を満たす人

（１）手話通訳士（厚生労働大臣認定）の資格を有する人、手話通訳者全国統一試験又は広島県手話通訳認定試験「中級」に合格した人で、手話及び音声による意思疎通ができる人

（２）次のいずれかに該当する人（令和 8 年 9 月末までに取得見込みの人を含む。）

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

（３）次のいずれにも該当しない人

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

※ 学校卒業後就職が決まらず、求職中の方も、上記の受験資格を満たす場合には申し込むことができます。

3 試験の日時、会場、合格発表

日 時	会 場	合格発表
9 月 10 日（木） 午前 9 時 30 分集合 （午前 9 時 15 分頃開場予定） （正午頃終了予定）	広島市役所本庁舎 9 階第 1 会議室 （中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号）	9 月 16 日（水） （発送予定）

〔注〕（１） 試験当日は、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）及び時計を持参してください。

（２） 試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に通知します。

（３） 電話、メール等での合否の問合せは受け付けません。

4 試験の内容

科目等	内 容
作 文	文章による表現力等についての筆記試験〔40 分：800 字〕 （前回試験の出題テーマ：「手話相談員として心がけたいこと」）
手話実技	手話の読み取りと表現についての実技試験
面 接	主として人物、識見等についての個別面接

5 申込手続及び受付期間

（１）提出書類

ア 申込書（最近 3 か月以内に撮影した写真（正面向き、脱帽、上半身のもの）を必ず貼ってください。）

イ 手話通訳士登録証の写し、手話通訳者全国統一試験合格証書の写し又は広島県手話通訳認定試験「中級」認定証の写し

なお、提出書類は受付後、返却しません。

- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課
- (3) 受付期間
令和8年7月15日(水)から8月17日(月)まで(必着)
ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送による申込みは、8月17日(月)までに上記の提出先に到着したものに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、気を付けてください。
郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書」と朱書きしてください。
なお、8月12日(水)以降に投函される場合は速達としてください。
- (4) 個人情報の取扱い
申込書等に記載された個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。

6 採 用

- (1) 採用予定日は、令和8年10月1日です。
- (2) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得
込みの人は、令和8年9月末までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (3) 採用は全て条件付で、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

7 待遇、勤務条件等

- (1) 勤務場所
健康福祉局障害福祉課(中区国泰寺町一丁目6番34号)又は各区役所の福祉課
※ 採用後、健康福祉局障害福祉部障害福祉課又は各区役所厚生部福祉課のいずれかに異動になる場合があります。
- (2) 任用期間
令和8年10月1日から令和9年3月31日まで。
(令和9年4月1日以後について、人事評価等に基づき、引き続き1年ごとに勤務(再度の任用)をお願いすることがあります。ただし、再度の任用は、65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。)
- (3) 勤務日、勤務時間及び休憩時間等
原則として、勤務日は月曜日から金曜日までの週5日、勤務時間は午前9時15分から午後4時(休憩時間は正午から午後1時までの1時間)までの週28時間45分です。
- (4) 勤務を要しない日
土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで及び8月6日
- (5) 報酬
初任給 報酬月額 約199,000円(地域手当を含む。)
年収見込 約3,327,000円(期末手当及び勤勉手当を含む。)
このほかに交通費及び時間外勤務手当が規定に基づいて支給されます。
なお、上記金額は募集時点のものであり、給与改定等により変更となる場合があります。
- (6) 加入保険等
健康保険(広島市職員共済組合)、厚生年金保険、公務災害補償保険及び雇用保険の適用並びに年次有給休暇制度があります。
- (7) その他
市役所及び区役所は庁舎内全面禁煙です。

8 その他、受験に際しての注意事項

- (1) 受験票は送付しませんので、試験当日、直接会場にお越しください。
- (2) 試験会場には駐車できませんので、車での来場はご遠慮ください。
- (3) 不明な事項がある場合は、以下の問合せ先にご連絡ください(試験の内容に関わる質問にはお答えできません。)

◇ 問 合 せ 先 ◇

広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課
TEL: (082) 504-2147
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所本庁舎3階